

福岡県医師会
令和3年6月24日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

オンライン資格確認に関する顔認証付きカードリーダーの取扱い等について

オンライン資格確認のプレ運用の継続ならびに顔認証付きカードリーダー（以下、「カードリーダー」）に係る「機種未定」への変更申込みにつきまして、「機種未定」を選んだ場合は令和3年6月末までに機種選定が必要であり、選定しない場合はキャンセル扱いとなる旨、令和3年4月6日付け福岡県医発第59号（地）にてご連絡申し上げたところです。

無償提供されたカードリーダーの取扱いにつきましては、本会より社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下、「支払基金福岡支部」）へ質問照会しておりましたが（令和3年3月25日付け福岡県医発第3322号（地）にてご連絡）、今般、別添のとおり現時点での回答をいただきましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

回答には、開封したカードリーダーについては返品不可であり、カードリーダーの提供に要した費用相当額の返還を求めること（医療提供体制設備整備交付金実施要領第10項参照）とされておりますが、本会より日本医師会へ確認したところ、下記当該通知に記載のとおり対応をされる旨、改めて確認をいたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省で協議中並びに照会中の箇所については、支払基金福岡支部より追加の回答が参りましたら改めてご連絡いたします。

記

令和3年3月25日付け福岡県医発第3322号（地）（令和3年3月24日付け（保391）（情シ59））より一部抜粋

「やむを得ない事情により、医療情報化支援基金にて無償提供された顔認証付きカードリーダーの機種変更が必要となった場合や、期限である令和5年3月までの運用開始が困難となりそうな場合には、問題解決を図りますので、早めにご相談ください。その結果、どうしても問題解決できない場合には、カードリーダーの開封・未開封等、それぞれの状況に応じて、医療機関の負担がなるべく小さい形で対応していただけることを厚生労働省に確認済みです。」

以上

**オンライン資格確認に関する質問事項
(社会保険診療報酬支払基金福岡支部より回答) ※R3.6.17**

1. 医療情報化支援基金における追加補助を利用する為、顔認証付きカードリーダー（以下、カードリーダー）を令和3年3月31日までに申し込んだが、その後、補助金交付申請の期限（令和5年3月までに対応を完了し、令和5年6月までに申請）内に導入できなくなった場合（いずれ導入予定）、補助金は対象外になると思料するが、無償提供いただいたカードリーダーはどのような取扱いとなるのか。また、カードリーダーを開封した場合の取扱いはいかがか。

(回答)

未開封のカードリーダーの取扱いについては、現在、厚生労働省で取扱いを協議中のため、厚生労働省から回答が届き次第、ご連絡いたします。

開封したカードリーダーは、返品することはできません。

顔認証付きカードリーダー受領後、オンライン資格確認の導入を辞めた場合は、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額の返還を求めるとしています。

医療提供体制設備整備交付金実施要領の第10項を参照ください。

2. 1と同様にカードリーダーを申し込んだが、その後、補助金交付申請の期限に関わらず導入できなくなった場合、無償提供いただいたカードリーダーはどのような取扱いとなるのか。また、カードリーダーを開封した場合の取扱いはいかがか。

(回答)

1と同様

3. 1と同様にカードリーダーを申し込んだが、当面の間、健康保険証の記号番号等を入力して行う方法でオンライン資格確認を導入する場合、無償提供いただいたカードリーダーはどのような取扱いとなるのか。

(回答)

厚生労働省照会中のため、回答が届き次第、ご連絡いたします。

保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領

第1 目的

社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が、国から医療提供体制設備整備交付金の交付を受け、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、オンライン資格確認等の導入に向けた保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第86条第1項に規定する「保険医療機関等」をいう。以下同じ。）のシステム整備に係る費用の負担に対して支払基金が補助金を交付することにより、オンライン資格確認等の推進を図ることを目的とする。

第2 交付対象事業

1 交付対象事業は、次のとおりとする。

- (1) オンライン資格確認の導入に必要な顔認証付きカードリーダー（厚生労働省が示した仕様書の基準を満たす製品に限る。）等の導入に係る事業（保険医療機関等において、オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末を購入する場合に限る。）
- (2) 保険医療機関等において、オンライン資格確認を導入することを前提に、オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末（電子証明書を含む。）の購入等、レセプトコンピューターに組み込むパッケージソフトの購入（基礎的費用以外のカスタマイズ費用は除く。）、オンライン請求回線初期導入（回線の帯域増強やISDNからの切り替えを含み、レセプトのオンライン請求システムが未対応である保険医療機関等に限る。）、既存のオンライン請求回線の帯域増強、オンライン資格確認の導入に必要なレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修（ネットワーク整備等に係る経費及び電子カルテシステムの薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修に係る経費を含む。）、(1)の顔認証付きカードリーダー（1台9.9万円以下のものに限る。）の購入並びにオンライン資格確認等の導入に附随する保険医療機関等職員への実地指導等に係る事業（これらの事業に交付するのは、(1)の顔認証付きカードリーダーを導入した場合に限る。）

- 2 1(1)の顔認証付きカードリーダーについては、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）附則第1条の2の規定に基づき、保険医療機関等からの申出に応じて支払基金にて当該物品を調達し、及び提供するものとする。

なお、保険医療機関等に提供する顔認証付きカードリーダーの台数は、別表1-1から別表3のとおりとする。

第3 補助率及び補助限度額

- 1 健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院における第2の1に係る補助率及び補助限度額は、別表1-1から別表1-3のとおりとする。
- 2 健康保険法第63条第3項各号に掲げる薬局のうち、大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局をいう。以下同じ。）における第2の1に係る補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。
- 3 健康保険法第63条第3項各号に掲げる診療所又は2に規定する大型チェーン薬局以外の薬局における第2の1に係る補助率及び補助限度額は、別表3のとおりとする。
- 4 第2の1（2）の補助金額は、次の順で算定するものとする。
 - （1） 第2の1（2）に係る総事業費に、別表1-1から別表3の「2. 補助率」に定める率を乗じた額を算定する。
 - （2） （1）の額と、別表1-1から別表3の「3. 補助限度額」を比較して少ない額を交付額とする。（1,000円未満切り捨て）

第4 大型チェーン薬局の処方箋受付回数に係る取扱い

第3の2の同一グループ内の処方箋受付回数が1月に4万回を超えるか否かの取扱いは、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成30年3月5日保医発0305第3号）第88の1（8）の例によるものとする。

当年2月末日時点で同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの1月当たりの処方箋受付回数を合計した値が4万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの1月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。

- 1 前年2月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年3月1日から当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を12で除した値とする。
- 2 前年3月1日から当年1月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年2月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。
- 3 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、2の記載にかかわらず、当該遡及指定前の実績に基づいて取り扱う。

第5 交付の条件

顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- 1 保険医療機関等は、健康保険法による被保険者証等として個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）を利用できる環境（顔認証付きカードリーダーの活用を含む。）を整備しなければならないこと。
- 2 事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまで、支払基金の理事長の承認を受けずに、この顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- 3 支払基金の理事長の承認を受けて 2 に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を支払基金に納付させることがある。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 5 事業に係る収入、支出及び顔認証付きカードリーダーの受領台数等を明らかにした帳簿を備え、当該収入、支出及び顔認証付きカードリーダーの受領台数等について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならないこと。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- 6 1～5 の条件に違反した場合は、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額（減価償却（5 年）に応じた残額）及び補助金の全部又は一部を支払基金に返納させることがある。

第 6 申請手続き

- 1 第 2 に係る顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の申請は、別紙様式 1（1）～（7）による申請書を第 12 で定める申請期間に、原則として、支払基金が運用する「医療機関等向けポータルサイト」（以下「ポータルサイト」という。）から申請を行うものとする。ただし、保険医療機関等がやむを得ない事情により、当該申請方法によることができない場合は、書面による申請でも差し支えないものとする。
- 2 補助金の交付の申請を行う場合は、申請書に併せて次の書類（領収書の

(写)、領収書内訳書(別紙様式2)の(写)、オンライン資格確認等事業完了報告書(別紙様式3))を添付してポータルサイトに登録することとする。

なお、申請を行う場合は、第2の1の全ての事業の完了後に行うものとする。

3 書面による申請を行う場合は、ポータルサイトから申請書等をダウンロードして使用するものとし、ダウンロードが困難な場合にあっては支払基金に連絡を行うものとする。

4 医療法人や大型チェーン薬局など複数の保険医療機関等から構成される組織(以下「取りまとめ者」という。)は、同組織に属する複数の保険医療機関等に係るカードリーダーの提供及び補助金の交付の申請を一括して行うことができるものとする。

(1) 申請を一括して行おうとするときは、あらかじめ、取りまとめ者が別紙一括申請様式1による申請書を支払基金に届け出て、一括して申請する保険医療機関等に関する事項の確認を受けなければならない。

(2) 4の申請は、取りまとめ者が別紙一括申請様式2により、電磁的方式により行うものとする。

(3) 別紙一括申請様式1、2及び仕様書については、取りまとめ者からの依頼に基づき、支払基金から取りまとめ者に提供するものとする。

第7 交付等の決定及び通知

支払基金は、第6の申請に基づき、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金を交付すべきものと認めたときは、原則として決定通知書(別紙様式4(1)～(2))をポータルサイトからメールにて通知する。

第8 顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の振込

1 支払基金は、原則として、顔認証付きカードリーダーの配送予定日をポータルサイトからメールにて通知した上で提供する。

2 支払基金は、原則として、決定した補助金を診療報酬等が振り込まれている口座に振り込むものとする。

なお、当該口座以外を希望される場合は、支払基金に連絡を行うものとする。

第9 決定の取消し

支払基金は、保険医療機関等が顔認証付きカードリーダー及び補助金を他の目的に使用し、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定

の内容若しくはこれに付された条件その他法令若しくはこれに基づく所管庁の処分に違反したとき、又は支払基金に提出した補助金の算定の基礎となる資料について故意若しくは重大な過失により事実と異なる報告をしたと認められるときは、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第 10 顔認証付きカードリーダー及び補助金の返還

支払基金は、顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に顔認証付きカードリーダーの提供及び補助金が交付されているときは、期限を定めて、顔認証付きカードリーダーの提供に要した費用相当額（減価償却（5 年）に応じた残額）及び補助金の返還を命ずるものとする。

第 11 延滞金

- 1 支払基金は、第 10 に基づく補助金等の返還命令を受けた保険医療機関等が、これを返還すべき期限までに返還しなかったときは、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき、令和 2 年 4 月以降年 3.0%（民法第 404 条に定める法定利率の変動があった場合には、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。）の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。
- 2 一の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。
- 3 1 により延滞金を納付しなければならない場合において、保険医療機関等の納付した金額が返還すべき補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず延滞金の額に充てられたものとする。

第 12 補助事業の申請期間

第 2 の 1（1）及び 2 の顔認証付きカードリーダーの提供申請は令和 2 年 8 月から、第 2 の 1（2）の補助金交付申請は令和 2 年 11 月から申請を開始するものとし、支払基金から顔認証付きカードリーダーの提供を受けた上で、第 2 の交付対象事業を令和 5 年 3 月 31 日までに完了させ、令和 5 年 6 月 30 日までに申請するものとする。ただし、申請期間が変更となった場合は追って通知する。

（別表１－１）病院（顔認証付きカードリーダーを１台の提供を受ける場合）

第２の１（１）の事業	１台あたり９．９万円までの顔認証付きカードリーダーを１台提供	
第２の１（２）の事業	補助率 １／２	補助限度額は、１０５万円まで （２１０．１万円に左欄の補助率を乗じた額）

（別表１－２）病院（顔認証付きカードリーダーを２台の提供を受ける場合）

第２の１（１）の事業	１台あたり９．９万円までの顔認証付きカードリーダーを２台提供	
第２の１（２）の事業	補助率 １／２	補助限度額は、１００．１万円まで （２００．２万円に左欄の補助率を乗じた額）

（別表１－３）病院（顔認証付きカードリーダーを３台の提供を受ける場合）

第２の１（１）の事業	１台あたり９．９万円までの顔認証付きカードリーダーを３台提供	
第２の１（２）の事業	補助率 １／２	補助限度額は、９５．１万円まで （１９０．３万円に左欄の補助率を乗じた額）

（別表２）大型チェーン薬局

第２の１（１）の事業	１台あたり９．９万円までの顔認証付きカードリーダーを１台提供	
第２の１（２）の事業	補助率 １／２	補助限度額は、２１．４万円まで （４２．９万円に左欄の補助率を乗じた額）

（別表３）診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局

第２の１（１）の事業	１台あたり９．９万円までの顔認証付きカードリーダーを１台提供	
第２の１（２）の事業	補助率 ３／４	補助限度額は、３２．１万円まで （４２．９万円に左欄の補助率を乗じた額）

※別表の金額はいずれも税込み。